

無料耐震診断

近年、東北地方太平洋沖地震や新潟県中越沖地震など大規模地震が頻発しています。

また、この地域でも東海・東南海・南海地震はいつ起きてもおかしくないとされています。

平成7年に起きた阪神・淡路大震災では、建物の倒壊による圧死や窒息死で、特に昭和56年5月31日以前の旧建築基準で建てられた木造住宅に大きな被害が出ました。

このことから、該当する家屋の所有者などの方に対し専門家による無料耐震診断の案内通知を送付しますので、通知が届きましたら必要事項を記入し、申し込んでください。

※過去に市の無料診断を受診した住宅は、再受診することはできません。

※貸家の場合は、居住者の同意書が必要です。

耐震改修をお勧めします

無料耐震診断を受診した方で「倒壊する可能性が高い」・「倒壊する可能性がある」と判定された方は家屋をそのまま放置しておくとは大変危険です。

必要に応じた耐震補強をし、安心・安全を確保していただくため市では、耐震改修費の一部補助を行なっています。

対象工事 市が実施する無料耐震診断の上部構造評点が0.7未満の場合、改修後の上部構造評点を1.0以上とする補強工事

補助額

・一般世帯：工事費と設計費を合わせ、最高90万円まで
・高齢者等世帯：工事費と設計費を合わせ、最高165万円まで

* * *

市の無料耐震診断を受診し、「倒壊する可能性が高い」・「倒壊の可能性はある」と診断された方で何らかの理由により建物全体の耐震改修が困難な場合でも、住宅内に安全な場所を確保し、ご自身やご家族の生命を守ることを目的として耐震シェルターおよび防災ベッドの設置に対する補助もありますので利用してください。

耐震シェルターと防災ベッドの補助限度額

・一般世帯：15万円
・高齢者等世帯：30万円

※高齢者等世帯とは、世帯員に65歳以上の高齢者もしくは障がい者を含む世帯であって、生計中心者が前年分所得税非課税である世帯などをいいます。

※1棟につき1箇所の補助となります。

家具転倒防止器具を取り付けます

次の方を対象に家具転倒防止器具の取り付けを行っています。

対象

①おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
②おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方

③身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、同居の家族にこれらの手帳の交付を受けていない18歳以上65歳未満の方がいない世帯

※費用や申請方法など、詳しくは問い合わせてください。

* * *

問合せ先

市役所都市防災グループ
☎5211111（内線228・229）

居宅介護支援券 8月1日(水)より利用開始

在宅での日常生活および介護予防、要介護状態などの軽減・悪化防止の支援を目的とした、居宅介護支援券の平成24年度分の交付申請の受付を開始します。

利用の受付を開始します。
利用できるサービス

・紙パンツ、尿とりパットやいきいき号乗車チケットの購入
・理容美容サービス
・寝具洗濯乾燥サービス
・社会福祉協議会の移送サービス
・家事援助サービス
・シルバー人材センターの家事援助事業

対象 介護保険の要介護認定者または要支援認定者の方

※介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床）や、養護老人ホームまたは病院に3か月以上入所・入院している方は対象になりません。

申請方法

対象となる方へは7月下旬に申請書を送付します。利用を希望する場合は、申請書と自己負担分費用を持参し、介護保険グループで申請してください。

支援券利用開始日 8月1日(水)
申込・問合せ先

いきいき広場内介護保険グループ
☎5219871

